

# 神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議（第27回）

日時：令和5年5月8日(月)13時  
場所：市役所1号館14階大会議室

## 議 事 次 第

### 1. 報告事項

- 危機管理部
- 健康部

### 2. 本部長（市長）指示

### 3. 5類移行後における取り組み

### 4. その他

#### 【お願い】

Web会議の円滑な進行のため、発言される際は所属等を名乗ってください。  
また、大きな声ではっきりと発言してください。

**「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」及び  
「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」の廃止**

**1. 内容**

令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、政府対策本部及び基本的対処方針が廃止されたことから、本市における「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」及び「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」についても廃止する。

**2. 廃止日**

令和5年5月8日（月曜）をもって廃止

**3. 廃止後の体制・取り組み**

- 危機管理室と健康局との連絡会議を継続するなど、関係者間の情報共有は当面の間、継続して行う。
- 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策については、国内外の専門的情報の確保や、神戸地域や県内・近隣間での情報の相互連携に努める。
- 必要に応じて関係会議等を開催し、庁内一体的な情報連携を図ることで、引き続き適切な対応を進める。
- 次の新たな感染症に備えるため、これまでの本市新型コロナウイルス感染症対策について取りまとめを行うとともにその検証を行う。

（参考）新型インフルエンザ等対策特別措置法

（都道府県対策本部の廃止）

第25条 第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

（準用）

第37条 第25条及び第26条の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第25条中「第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは「第32条第5項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と、第26条中「第22条から前条まで及び第33条第2項」とあるのは「第34条から第36条まで及び第37条において読み替えて準用する第25条」と、「都道府県の」とあるのは「市町村の」と読み替えるものとする。

## 新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5月8日より新型インフルエンザ等感染症（2類相当）から5類感染症に変更されたことに伴い、以下の対応を行う。

### 1. 相談窓口機能等

- ・「健康相談窓口」は継続（自宅療養者も含めて）※夜間は県のコールセンター活用
- ・自宅療養フォローアップセンターは終了（上記「健康相談窓口」で対応）  
※自宅療養支援セット配布、パルスオキシメーター貸出、自宅療養者への保健所調整による往診・電話診療等、保健所への陽性登録機能はいずれも終了。
- ・「オンライン確認センター」は終了（抗原定性検査キット配布、抗原定性検査キットの陽性判定者による確定診断・市販薬の配布は終了）。

### 2. 入院調整

#### (1) 重症患者（9月末まで保健所が入院・転院調整）

- ・重症者については、入院調整基準を定め保健所が入院・転院調整を行う。  
基準に該当する重症患者について、患者本人の同意のもと、診断した医療機関が情報提供書を作成し、保健所へ情報提供することで、保健所は、受け入れ医療機関の調整を行う。

<重症の患者像>

- ・酸素5L投与で $SpO_2$ が93%以下
- ・人工呼吸器管理（ECMO含む）が必要
- ・その他重症病床での入院が必要と保健所が認める患者

#### (2) 軽症・中等症患者（5月8日以降）：医療機関間での調整

- ・入院調整については、診断した診療所等が、EMIS（兵庫県の空床情報システム）にて空床情報を参考に病院と調整を行う。

### 3. 宿泊療養施設の運営

- ・要介護高齢者等の入院調整中の療養等のための宿泊療養施設は、当面の間、2施設（ニチイ、神戸メディケアセンタービル）を運営する。  
※5/8以降、2施設、定員66名
- ・食費の実費相当額については自己負担（2,500円程度/日）。

#### 4. 高齢者施設等における対応

- ・職員への定期的検査を、当面の間、引き続き実施する。
- ・陽性者が発生した施設において、施設の意向を確認のうえ、同一フロアの方に対して、当面の間、引き続き検査を実施する。

#### 5. 新型コロナウイルスワクチン接種

- ・接種対象者について

対象者	年間接種回数（時期）
①65歳以上の高齢者 ②基礎疾患がある方（5歳以上） ③医療従事者等	2回（春夏、秋冬）
上記以外の方	1回（秋冬）

- ・国の方針である個別医療機関を中心とした接種体制への移行の促進へ対応するため、春夏接種については集団接種会場数を市内5カ所とする（5/9～6/30）。

エリア	会場名
市街地 東部	ハーバーランドセンタービル5階
市街地 西部	須磨区役所4階
	垂水年金会館4階
北部	エコール・リラショッピングセンター本館5階
西部	キャンパススクエア本館2階

#### 6. 病床の確保

	現行	5月8日以降
最大確保病床数	465床	423床 ※感染拡大時には465床を確保

（参考）第8波（2022年10月12日～）における最大入院者数 314人

## 7. 入院調整の目安を医療機関に周知

- ・ 中等症以上の方にてできるだけ早く入院していただくため、基本的に以下の方については、入院調整を控えていただくように周知を行った。
  - 無症状・症状の軽い方の入院
  - 基礎疾患があることのみでの入院
  - 高齢者独居という理由での入院 ※
  - 高齢者、障害者でコロナ陽性を理由に、介護サービスが入らないという理由での入院 ※
  - 高齢者施設等において対応が困難という理由での入院 ※
  
- ・ 上記の※に該当する方で、どうしても自宅や施設での療養が困難な方については、保健所にて宿泊療養施設への入所を調整。

## 新型コロナウイルス感染症 陽性の方へ ～療養中に気をつけること～

新型コロナの感染症法上の位置づけが、令和5年5月8日（月）から季節性インフルエンザと同じ「**5類感染症**」となり、対応が変わりました。

### 療養中の過ごし方

コロナウイルスに感染すると、5日間は周りの方へ感染させる可能性があると言われています。感染を広げないために、発熱等の症状がある期間は外出を控えましょう。

#### ●療養中の注意点

- ・発症翌日から5日間は療養しましょう。
- ・発症から10日間はマスクを付けましょう（不織布マスク推奨）。
- ・こまめに手洗いをし、部屋の換気をしましょう。
- ・タオル、寝具、食器は、同居者と分けましょう。
- ・通院や生活必需品の買い物等、外出する時は、人混みを避け、マスクを着用しましょう。

#### ●「新型コロナ療養中の過ごし方ガイド」

コロナに感染し、症状が出てから治癒するまでの過ごし方などについて詳しく説明したガイドです。神戸市ホームページ「新型コロナ療養中の過ごし方ガイド」をご覧ください。

【主な内容】  
療養期間  
体調悪化時の対応  
相談窓口 など



新型コロナ療養中の  
過ごし方ガイド

コロナ 過ごし方ガイド



### 体調について気になることがある場合

体調について気になることがある場合は、かかりつけ医またはコロナの診断を受けた医師にご相談ください。

かかりつけ医等に連絡がつかない場合は、下記へご相談ください。

#### ●神戸市 新型コロナウイルス専用健康相談窓口

- ・受付時間：毎日 9時～17時30分（土・日・祝 含む）
- ・電話：078-322-6250（外国語も対応可）
- ・FAX：078-391-5532

上記以外の時間は、兵庫県「新型コロナ健康相談コールセンター」へご相談ください。

- ・受付時間：毎日 17時30分～翌日9時（土・日・祝 含む）
- ・電話：078-362-9980
- ・FAX：078-362-9874

神戸市保健所

## 外来受診・入院は自己負担が必要です

### ●外来を受診する場合

- ・新型コロナ患者の外来医療費は他の疾患と同様、新型コロナ治療薬\*以外の医療費は一部自己負担となります。  
\*新型コロナ治療薬（ラゲブリオ、パキロビッド等）については令和5年9月末まで公費支援があります。



### ●入院が必要な場合

- ・他の疾患と同様、医療費は保険診療による一部自己負担となります。（食費やリネン代は実費）
- ・ただし、令和5年9月末までは「ラゲブリオ」「パキロビッド」等の新型コロナ治療薬については公費支援があります。
- ・医療保険制度における高額療養費制度の自己負担限度額から所得により最大2万円を減額した額が医療費の自己負担の上限額となります。  
なお、高額療養費制度の自己負担限度額が2万円に満たない場合にはその額が減額されます。ただし、高額療養費の自己負担限度額に医療費比例分が含まれる場合は、1万円+医療費比例額が減額されます（令和5年9月末まで）。

### ★濃厚接触者について

新型コロナ患者と同居されている方等については、これまで濃厚接触者として、患者との最終接触日から5日間の行動制限がありました。5月8日以降は濃厚接触者の位置づけがなくなりますので、行動制限もなくなります。

### 新型コロナウイルス感染症後遺症相談ダイヤル

新型コロナの治療・療養後も続く症状についての相談窓口です。

- ・受付時間：10時～17時、土曜・祝日・年末年始を除く
- ・電話：078-322-6037（外国語も対応可）
- ・FAX：078-391-5532

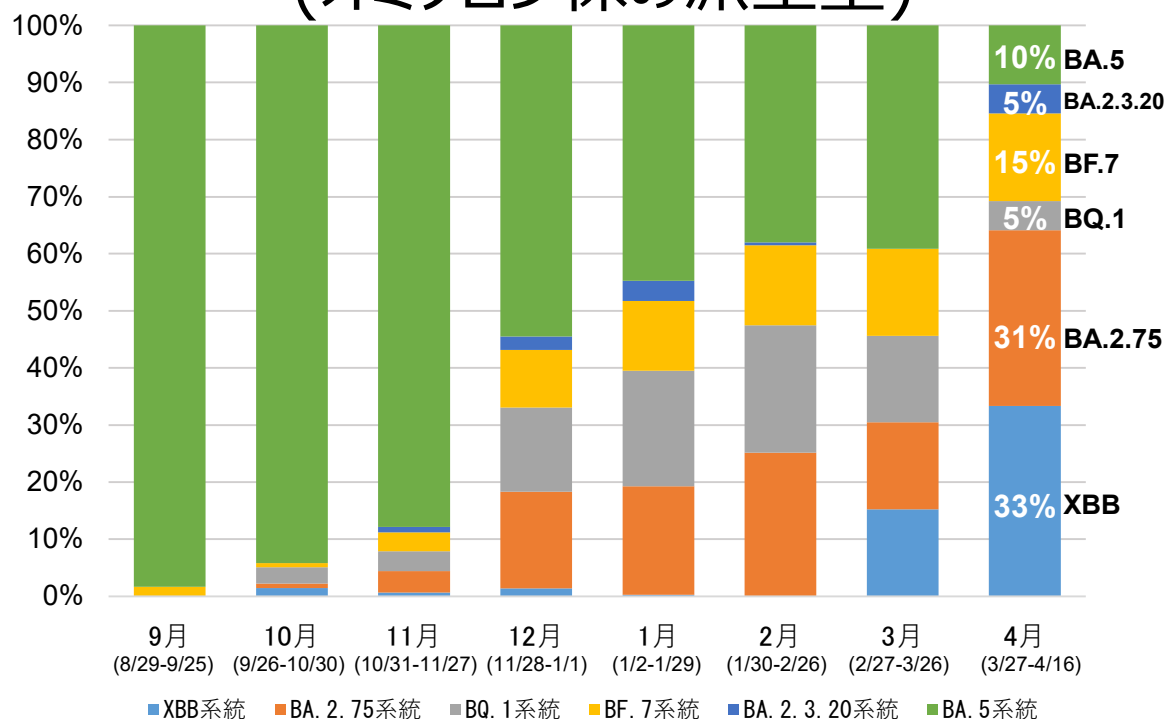


### 救急安心センターこうべ 救急相談ダイヤル

救急車を呼ぶか迷ったときの相談窓口です。

- ・受付時間：毎日24時間（外国語も対応可）
- ・電話：#7119（プッシュホン回線、携帯電話、公衆電話）  
078-331-7119（ダイヤル回線、IP電話などをつながらない場合）

## 変異株割合の推移 (オミクロン株の派生型)



- 1) 3月から組換え体であるXBB系統の割合が増えている。
- 2) 東京都ではXBB系統が3月では39.3%、4月には71%を占めている。
- 3) 国立感染症研究所は第16週(4/16~23)では、XBB.1.5が54%、BA.2.75が15%、BQ.1が13%、BA.5が9%を占めると推定している(全国)。

**変異株の発生動向を引き続き把握するため、ゲノムサーベイランスを継続**



## 本部長（市長）指示

本日、令和5年5月8日をもって新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、本市における「神戸市新型コロナウイルス感染症対策本部」及び「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」を廃止します。

令和2年3月3日に市内で初の感染事例が確認されてから、これまで様々な対応を行ってきました。

これまでの間の医療関係者の皆様のご尽力に改めて感謝を申し上げます。そして、市民・事業者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の対策において、ご理解とご協力をいただき、心より感謝申し上げます。

感染症法上における位置づけが変わり、新型コロナウイルス対策も大きく変わりますが、新型コロナウイルス感染症が無くなるわけではありません。市民の安全・安心な暮らしを守るという認識のもと、以下の措置を行うこととします。

- 一 対策本部廃止後も当面の間は関係者による情報共有を図るため、連絡体制を継続すること

- 一 新たな変異株や変異株の動向を監視するため、ゲノムサーベイランス体制を継続し、早期発見、早期対応を行うこと
  
- 一 急速な感染拡大や新たな変異株の発生等に伴い市民生活に影響を及ぼす恐れが見込まれる際には、本部員会議を開催するなどの対応を行うこと
  
- 一 これまでの新型コロナウイルス感染症対策の取り組みについて、検証を行い、今後の新たな感染症に備えること
  
- 一 市民に対してこれまでの取り組みを生かした自主的な感染対策をとっていただくよう、引き続き呼びかけを行うこと

以上、引き続き全職員が一丸となって対応していただきますよう、よろしく申し上げます。

## 5類移行後における取り組み

新型コロナウイルス感染症については、感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されたことに伴い、政府の「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」が廃止されたことから、本市における「新型コロナウイルス感染症対策における神戸市の対応方針」についても廃止するが、変異株の状況を含め感染状況は注視する必要があることから、本市として5月8日から当面の間、以下の取り組みを行うこととする。

### 1. 医療提供体制

#### (1) 入院調整

- ・重症患者は、引き続き保健所が入院調整を行う。軽症・中等症患者は、医療機関間で調整を行う。

#### (2) 宿泊療養施設

- ・要介護高齢者等を対象とした2施設（定員66名）を継続する。

#### (3) 高齢者施設等への対応

- ・職員への定期的検査を引き続き実施する。
- ・陽性者が発生した施設において、施設の意向を確認のうえ、同一フロアの方に対して、引き続き検査を実施する。

### 2. 変異株ゲノムサーベイランス体制

神戸市健康科学研究所において、変異株の発生動向を引き続き把握するためのゲノムサーベイランスを継続する。

### 3. ワクチン接種促進

重症化防止のため、接種の促進に努める。

高齢者・基礎疾患が有る者・医療従事者等については、春夏（5～8月）と秋冬（9～12月）の年2回接種を行い、それ以外の者については、秋冬の年1回接種を行う。また、初回接種についても引き続き実施する。

なお、接種の実施に当たっては、令和6年度以降の安定的な制度の下での接種を見据え、個別医療機関を中心とする体制への移行を進める。

### 4. 相談体制の確保

以下について、引き続き相談体制を確保していく。

- ・新型コロナウイルス専用健康相談窓口（陽性者の健康・療養・受診の相談を含む。）
- ・後遺症相談ダイヤル
- ・こころの電話相談 等

## 5. 社会福祉施設等

高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、以下の感染拡大防止の取り組みを徹底した上での事業実施を要請する。

- ①検温、マスク着用などの健康管理及び衛生対策を徹底し、感染が疑われる事案の発生時には、速やかに保健所に連絡すること。
- ②マスク・消毒液・ガウン・手袋などの衛生資材について、適切な利用を行い、感染予防を徹底するとともに、2か月分の使用量を確保すること。
- ③面会については、直接面会を含めた対応を検討すること。直接面会を実施する場合は、感染防止対策を徹底すること。
- ④利用者の外泊・外出を実施する場合は、感染防止対策を徹底すること。

施設で行っている職員への定期的な検査については、週2回の抗原定性検査を引き続き実施するとともに、施設でのワクチン接種を進め、引き続き感染拡大防止に取り組む。

## 6. 経済対策について

長らくコロナ禍の影響を受けている市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むとともに、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求めていく。

また、市内事業者の実態把握に努め、国・県の支援策を十分に見極めた上で、本市として実施すべき経済対策についての検討を進める。

## 7. 職員の体制

ワクチン接種は、令和5年度は年2回（春・夏及び秋・冬）の実施が予定されており、その際の集団接種会場の運営に関しては、引き続き各局室区からの応援体制を確保していく。また、感染の再拡大時など多数の市民対応が必要となる場合には、弾力的に職員体制を確保する。

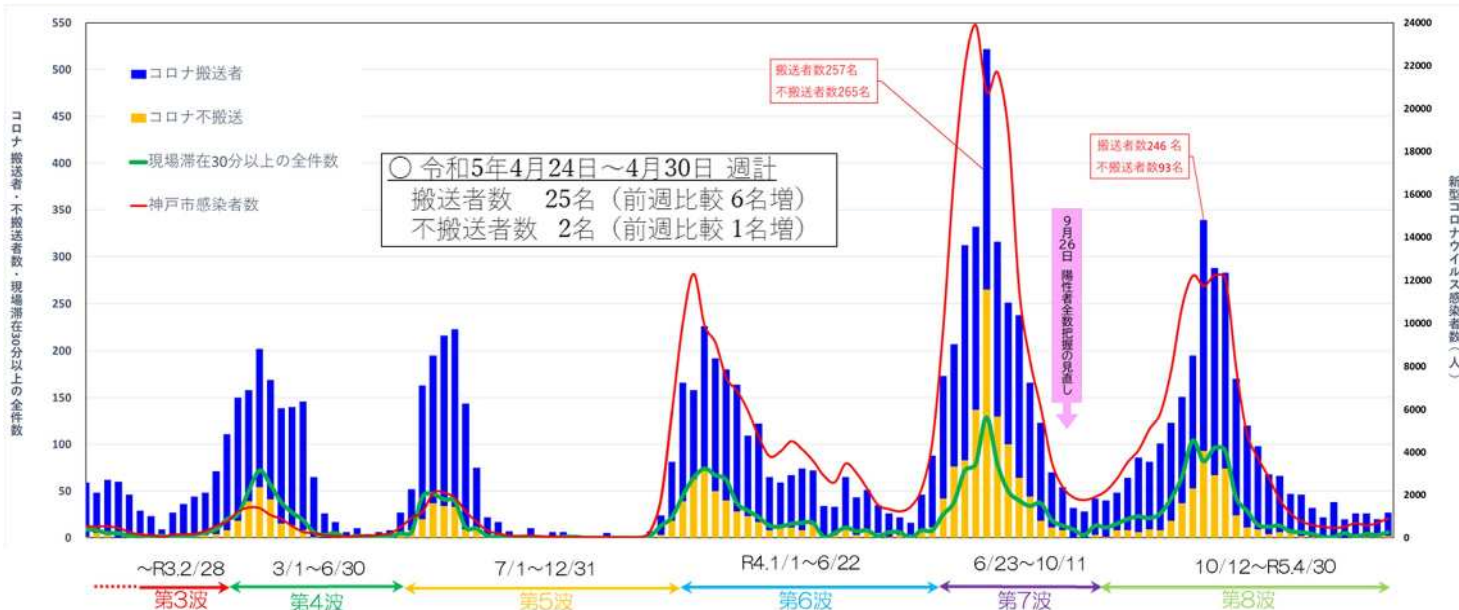
## 8. 備蓄物資の確保等

感染拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の準備を呼びかける。

また、災害時の避難所運営においても、国・県のガイドラインを踏まえ3密を避けた避難スペースの確保をはじめ基本的な感染症対策の徹底を図る。

### 1 新型コロナウイルス感染症への救急対応状況（速報値）

○ 第8波の取扱状況は、12月以降増加傾向にあったが、1月第1週をピークに減少に転じており、現時点で増加傾向にない。



### 2 救急搬送困難事案の状況

○ 第8波の感染拡大で年末年始から救急搬送困難事案が増加し、1月第2週に過去最多を記録した。その後は減少に転じており、現時点でコロナ関連の事案による搬送困難はない。



### 3 5類移行後における円滑な救急搬送体制を確保するための消防局の取組

○ 新型コロナウイルス感染症の傷病者から救急車の要請があった場合の搬送先については、原則として、消防機関（救急隊）が調整することになるため、「兵庫県広域災害・救急医療情報システム（HEMIS）」や「神戸市第二次救急病院協議会医療情報（メイフィス）」から受入可能な医療機関情報及び空床情報等を随時確認し、病院選定に利活用する。

○ 救急出動件数や救急搬送困難事案の増加傾向を注視し、必要に応じて臨時救急隊を増隊する。